

Q&A

【訪問・通所共通Q&A】

Q1 総合事業移行に伴い、定款の変更は必要か？

A 定款には法人が行う事業を記載することが必要です。そのため、株式会社や有限会社等の営利法人であって、現在の定款で総合事業のサービスを行う旨の内容が読み取れない場合は、総合事業のサービスを行う旨の記載を行ってください。（記載例：介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業、介護保険法に基づく第1号事業など）。

社会福祉法人の場合は、現在の定款で、事業内容の記載が「老人居宅介護等事業」や「老人デイサービス事業」という、老人福祉法の名称で規定している場合は、総合事業における「第1号訪問事業」や「第1号通所事業」を含んだ表現であるため、変更の必要はありませんが、「介護予防訪問介護事業」や「介護予防通所介護事業」という介護保険法の予防給付の名称で規定している場合は前段と同様に変更の必要があります。

定款の変更については、みなし指定が終了する平成30年3月末までには完了してください。

なお、定款変更について所管官庁の許認可が必要な場合は、必ず所管官庁へその変更をご相談ください。

Q2 総合事業移行に伴い、契約書、運営規程、重要事項説明書の様式変更は必要か。また、介護（訪問介護・通所介護）とは別に作成する必要があるか？

A サービスの名称が変わるため、変更が必要です。

作成に関しては、介護事業所と別々でも一体的でも差し支えありません。

【サービス名：例】 「介護予防訪問介護」→「第1号訪問事業」

「介護予防通所介護」→「第1号通所事業」

なお、既に契約している利用者について、新たな契約書や重要事項説明書を作成する必要はありませんが、総合事業の提供を開始する旨を利用者又は家族へ説明した上で、契約書面上のサービス名称の読み替えを記載した覚書や確認書など作成し、同意を得ることが必要です。

運営規定については、サービスの名称の記述を新旧併記に変更の上、利用者の目に付く場所に掲示してください。

なお、このたびの改正に伴うサービス名称の変更のみの場合、市への届け出は必要ありません。

Q&A

Q3 個別サービス計画の変更は必要か？

A 総合事業のサービス提供を開始する際に個別サービス計画の名称を修正する必要があります。

訪問介護の場合：

介護予防訪問介護計画→第1号訪問事業訪問介護計画

通所介護の場合：

介護予防通所介護計画→第1号通所事業通所介護計画

Q4 介護サービスの提供に係る事故に対応するため、損害保険に加入しているが、その保険は総合事業移行後も適応になるのか？

A 個別の契約内容によるため、契約している保険会社に確認してください。

Q5 キャンセル料を徴収することは可能か？

A サービスがキャンセルとなった場合、報酬の請求はできません。キャンセル料について利用者との契約に明記されていれば、利用者に請求することは可能です。

Q6 報酬に算入する回数は実際に利用した回数なのか、ケアプラン上の回数なのか？

A 実際に利用した回数の報酬請求となります。

ケアプラン上の回数と異なるサービス提供が続く場合は、適宜ケアプランの変更を検討することも必要です。

Q7 日割、及び回数割の報酬はどういう場合を想定しているのか？

A 日割報酬については、月途中で介護度が変更となった場合や、利用者との契約が開始になった、あるいは契約解除となった場合を想定しています。日割りの適用については、「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用（平成27年3月31日老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課／事務連絡）」

Q&A

をご確認ください。

回数割の単価については、「基準緩和サービス」と組み合わせて利用されることを想定してあります。安芸高田市では現時点で、基準緩和サービスの設定はありませんので、請求の際に日割の対象となるケース以外の場合は、必ず月額包括請求の単位を使用してください。

Q8 事業所の人員、設備及び運営の基準は今までと変更あるのか

A 介護予防訪問介護・介護予防通所介護の基準と同様です。

【第1号訪問事業に係るQ&A】

Q1 第1号訪問事業による訪問サービスのサービス内容はどのようなものか？

A 現行の介護予防訪問介護のサービス内容と変わりません。

Q2 第1号訪問事業による訪問サービスは、加算要件について変更があるか？

A 変更はありません。

Q3 「週1回」の区分の利用者は、1週に2回利用することはできないのか？

A 介護予防ケアマネジメントの結果、利用が必要と判断された場合には、月の利用回数を超えない範囲で、同一週に複数回利用することが可能です。

Q4 訪問型短時間サービス（20分未満の身体介護等）とは、どのようなものを想定しているのか？

A 排せつ介助、体位変換、服薬介助、起床介助、就寝介助等といった利用者の生活にとって必要な短時間の身体介護を想定しています。単なる安否確認や健康チェックで、それに伴い若干の身体介護を行う場合は算定できません。

Q&A

Q5 第1号訪問事業による訪問サービスでは、通院等乗降介助はできるのか？

A 現行の介護予防訪問介護と同様に、通院等乗降介助は訪問介護相当型サービスには含まれません。

Q6 これまで要支援認定を受け介護予防訪問介護を利用していた利用者が事業対象者（※）に移行して、訪問介護相当型サービスを利用することになった。このような利用者に対して、これまで介護予防訪問介護を提供してきた事業所が、引き続き訪問介護相当型サービスを提供する場合、新たに初回加算を算定することは可能か？

A この場合、新たに初回加算を算定することはできません。

総合事業の訪問介護相当型サービスにおいて、初回加算を算定できるのは、次の場合となります。

- (1) 利用者が過去2ヶ月以上、当該事業所からサービス提供を受けていない場合
- (2) 要介護者が、要支援認定を受けた場合

【第1号通所事業に係るQ&A】

Q1 第1号通所事業による通所型サービスは、加算について変更はあるか？

A ~~若年性認知症利用者受入、運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上の加算を1回あたりの報酬に変更しています。運動器機能向上等を複数利用する場合の加算も同様です。~~

~~なお、上記及び事業所評価加算以外の加算（生活機能向上グループ活動、サービス提供体制強化、介護職員処遇改善加算）については、変更予定はありません。~~

加算の算定基準については、従前の介護保険による介護予防通所介護サービスと変わりはありません。詳細については「安芸高田市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準」（平成29年1月25日 告示第3号）によってください。

Q2 事業所評価加算について変更はあるか？

Q&A

A 平成29年度の変更予定はありません。現行の介護予防通所介護と同様に、前年中の実績を評価し、加算の算定可否の決定をします。

Q3 「予防通所介護と予防通所リハビリテーションの併用は不可」、「複数の通所介護事業所の予防サービス利用は不可」等、サービスの併給関係については、総合事業でも同じ扱いとなるか？

A 総合事業においても同じ扱いとなります。

【指定関係Q & A】

Q1 改めて総合事業の新規指定申請を行う必要があるか？

A

(1) 平成27年3月31日までに介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けていた事業所

総合事業の指定があったもの（みなし指定）と見なされるので新規の指定手続きは不要です。ただし、みなし指定の有効期間は平成30年3月31日までのため、同年4月1日以降もサービス提供を行う場合は、平成29年度中に指定更新手続きを行う必要があります。更新手続きについては別途ご案内します。

(2) 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の指定を受けた事業所

平成29年3月31日までに総合事業の新規指定申請を行う必要があります。

指定の有効期間は、平成30年3月31日までとなります。

Q2 指定の有効期間はどのくらいか？

A (1) みなし指定以外の事業所 . . . 平成30年3月31日まで

(2) 平成30年4月以降指定更新後 . . . 6年間

Q&A

Q3 総合事業の指定を受ける際の手数料はいくらか？

- A (1) 訪問型サービス…新規10,000円 更新10,000円(予定)
(2) 通所型サービス…新規10,000円 更新10,000円(予定)

注) 新規については 平成29年4月以降の申請に対して適用します。

注) 既に介護予防事業所の指定を受けており、平成30年4月以降同種のサービスを実施するために、平成30年3月末までに指定更新申請を完了した場合は、更新の手数料はかかりません。

Q4 各種提出様式は既存のものを使用できるのか？

- A すべて総合事業用の新様式になります。(指定申請書・更新申請書・変更届・廃止及び休止届・再開届)

Q5 (平成30年4月以降) 市外の事業所が、安芸高田市の被保険者に対してサービスを提供する場合の手続きは？

- A 市外の事業所は、あらかじめ安芸高田市への指定申請手続きが必要です。また、報酬は安芸高田市の単価となります。

Q6 (平成30年4月以降) 安芸高田市の事業所が、他市町村の被保険者に対してサービス提供する場合の手続きは？

- A 安芸高田市の事業所は、他市町村の被保険者である利用者がいた場合、その保険者市町村に対して指定申請手続きが必要です。報酬については保険者である市町村の単価となります。